

感染症対策特別委員会

目 次

感染症対策特別委員会平成18年度活動報告

- I. 委員会18年度活動の概要
- II. 委 員 会
- III. 成 果 物
- IV. そ の 他

感染症対策特別委員会

(平成 18 年度)

感染症対策特別委員会平成18年度活動報告

広島県地域保健対策協議会感染症対策特別委員会

委員長 横山 隆

報告者 桑原 正雄・横崎 典哉

I. 委員会 18 年度活動の概要

平成 18 年度は、感染症の集団発生に関する対策について検討した。特に、県内各地で発生したノロウイルス感染症のマニュアルを作成し、会員に配布した。

II. 委員会

感染症対策特別委員会を 2 回およびワーキング(小委員会)を 1 回開催し、対策の検討およびマニュアル作成を行った。このうち、マニュアル作成などでの意見交換は、主にメールで行った。

(1) 第 1 回：平成 18 年 7 月 19 日 広島医師会館
広島県医師会感染症対策委員会との合同委員会

①予防接種(麻しん, 風しん, MR ワクチンの対応)

②インフルエンザ(H5N1)対策

③今年度の事業計画

(2) 第 2 回：平成 18 年 10 月 24 日 広島県庁

①広島県院内集団感染対応マニュアル

(3) 第 3 回：平成 18 年 11 月 20 日 広島医師会館
ワーキンググループの小委員会

①ノロウイルス対策マニュアル

III. 成果物

1) 広島県院内集団感染対応マニュアル(広島県作成)

a) マニュアルの趣旨：広島県は、医療機関で嘔吐・下痢等の消化器症状を呈する者が集団で発生した又は集団発生となりうる事案として相談等があった場合の対応策として、行政としての対応マニュアルを整備し、感染拡大の防止並び

に再発防止に資することとした。

このマニュアルは、医療機関において感染症を疑う集団の発生に際し、迅速かつ的確に調査と適切な措置を実施し、二次感染等の被害拡大を防止するとともに、適切な医療提供体制を確保するために定めるものである。

b) マニュアルの概要

項目：①策定の目的、②平時の体制、③発生時の初動体制、④情報提供(公表)、⑤原因究明、⑥終息確認、⑦医療機関からの事案報告、⑧指導及び措置、⑨保健所におけるまとめ

対応事案：医療機関で嘔吐・下痢症状を呈する者が集団で発生したとして保健所等へ技術的な助言や相談を求めてきた事案について対応する。なお、医療事故等を起因とした又は起因と考えられる事案については、既存の医療事故対応マニュアルで、医師が食中毒患者(疑いを含む)と診断した場合は、食中毒対策要綱に基づき対応する。

情報提供(公表)：

- 公表の基準…①同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者が発生した場合、又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合。②同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が 10 名以上発生した場合。
- 公表の方法…①院内感染の原因が感染症によるもので、感染病原体に季節的な流行時期を有する感染症については、そのシーズンの初発例を除いて、県感染症情報センターのホームページに掲載する(医療機関名は公表しない)。②①のシーズン初発例については、原則、報道機関に対し情報提供

する（医療機関名は公表しない）。ただし医療機関が自ら公表した場合は、県からの情報提供は行わない。③得意な事案（死亡者や重篤者など）については、原則、報道機関に対し資料提供する。

- 2) ノロウイルス対応マニュアル（本委員会作成）
別掲
本冊子は、会員に配布するとともに、広島県医師会ホームページに公表した。
(<http://www.hiroshima.med.or.jp/kenkojoho/kansen/1961.pdf>)

IV. そ の 他

（下記については本委員会が協力した）

- 1) 県民公開講座「新型インフルエンザ対策講習会」
～皆さんの備えは大丈夫ですか～
平成 19 年 3 月 17 日(土) 南区民文化センター
(広島県医師会と広島県、広島市の共催)
- 2) 平成 18 年度広島県・県医師会・協力医療機関
インフルエンザ講習会
県内各地で開催した。
- 3) 特別養護老人ホーム向け施設内感染症相談窓口
広島県医師会 FAX 対応で、本委員会委員が
回答した。

ノロウイルス対策マニュアル

<ノロウイルスとは>

ノロウイルスは、直径 25～35 nm の非常に小さなウイルスで、以前より特に冬季に、幅広い年齢層において感染性胃腸炎（嘔吐・下痢などの症状）を引き起こしていたのですが、病原体が確認されたのは比較的近年（1972 年）で、以前はカリシウイルス・小型球形ウイルス（SRSV）などと呼ばれ、2002 年からノロウイルスと呼ばれるようになりました。このため、あたかも新しいウイルスのように思われがちですが、古くから存在したウイルスです。このウイルスは患者のふん便や嘔吐物には、1g あたり 100 万個～10 億個もの大量のウイルスが含まれている一方で、100 個以下という少量でも人に感染するので注意が必要です。ノロウイルスは乾燥した状態でも、4℃では 60 日間、20℃でも 3～4 週間生存できます。また、一度感染すると、症状が改善しても 1 週間から、長い場合は 4 週間にわたってふん便中にウイルスを排出することが、ノロウイルスが広がりやすい原因と考えられていますので、感染後は少なくとも 1 週間は症状が改善後も用便後などに十分流水と石鹸による手洗いをすることが重要です。

<感染したときの症状>

ウイルスに暴露後、24～48 時間で、嘔吐・腹痛・下痢・発熱などの症状が出ます。特に嘔吐は多い症状ですが、発熱はあまり高くないことが多いようです。（ただし、嘔吐を認めない例もあります。）ノロウイルスの感染部位は小腸粘膜であるため、超音波検査をした場合、小腸の拡張と蠕動低下が認められます。通常は 3 日以内に回復することが多いですが、胃もたれ感などはその後 1 週間程度もうしばらく持続することもしばしばあります。あらゆる年齢層に感染し発病する可能性があります。高齢者などでは重症化することもあります。またノロウイルスに対する免疫の持続は短期間であるため、一度発症しても再度感染する可能性があります。

<感染経路>

- 経路 1 人のふん便中のノロウイルスが、下水を経て川から海へ運ばれ、二枚貝の内臓に蓄積されます。それを、十分に加熱しないで食べると感染します。
- 経路 2 ノロウイルスに感染した人が、十分に手洗いを行わずウイルスが手についたまま調理をすると、食品が汚染され、その食品を食べた人が感染します。
- 経路 3 ノロウイルスを含むふん便や嘔吐物を処理した後、手についたウイルスや、不適切な処置で残ったウイルスが、口から取り込まれ感染します。

<消毒方法>

消毒剤の使用によるノロウイルスに対する効果はノロウイルスそのものを培養することができないために、明らかな証拠はありません。しかし、ノロウイルスと同じカリシウイルス科の別のウイルスを使用した実験では次のような結果が出ています。

- ・塩素剤では 1000～5000 ppm で不活化されます。
- ・熱には 60℃ では 30 分でも不活化されませんが、70℃ で 5 分間、煮沸で 1 分以内に不活化されます。
- ・アルコール（75% エタノール）では不活化されません。

<感染を予防するためには>

● 手洗い

ノロウイルスによる感染症は、多くの場合、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大します。一般の皆様においても、医療従事者においても流水と石鹼による手洗いによる習慣をしっかりとつけることが、感染予防の基本です。用便後、排泄物の処理後、あるいは調理や食事の前には必ず手を洗いましょう。

● 排泄物・嘔吐物の処理

ふん便や嘔吐物の処理は、処理をする人自身への感染と、施設内への汚染拡大を防ぐため、適切な方法で、迅速、確実に行うことが必要です。

◎ あらかじめ、次の物品を準備して、処理にあたりましょう。

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、ふき取るための布やペーパータオル、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ、その他必要な物品



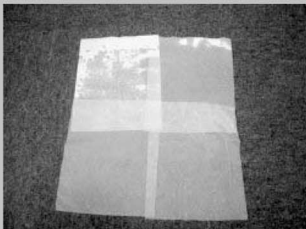
処理をする人は、使い捨て手袋とマスク、ビニールエプロンを着用します。

嘔吐物処理時とその後は、窓を開けるなど換気に気をつけましょう。



嘔吐物は使い捨ての布やペーパータオルなどで、外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取ります。

使用した使い捨ての布やペーパータオルなどは、すぐにビニール袋に入れ密閉して処分します。



嘔吐した物が付着していた床とその周囲は、0.10%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオルなどで覆うか、浸すようにして拭いてください。

次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って 10 分程度経ったら水拭きしましょう。



処理後は、手袋をはずして流水と石鹼による手洗いを十分にしましょう。手袋の処分にも気をつけましょう。

● 嘔吐物等の処理時の換気

嘔吐物等の拭き取りと消毒が徹底されていない場合は、乾燥した後にウイルスが室内に拡散し、感染が拡大するおそれがあります。そこで、嘔吐物等を適切に処理し、さらに室内の適正な換気を行うことが大切です。

● リネン類の処置

汚物がついたオムツやシーツ等のリネン類を取り扱うときは、取り扱った人の手にウイルスが付着し感染を拡大させてしまう可能性があるため、そのようなシーツやリネン類は二次感染を防ぐために適切な処置が必要です。

- ・ 吐物および排泄物により汚染されたりリネン類等は専用ビニール袋等に入れ、周囲を汚染しないよう十分注意してください。
- ・ その場で吐物、および排泄物による汚染されたりリネン類等を消毒しなければならないときには、汚物を十分落とした後、次亜塩素酸ナトリウム液（0.02%）に10分間浸すか、85℃で1分間以上あるいは80℃で10分間以上になるように熱湯消毒してください。

注：次亜塩素酸ナトリウム消毒液の希釈の仕方

濃度	ピューラックス®など (原液の濃度が6%の商品)	ミルトン®など (原液の濃度が1%の商品)
0.02%	原液 10 ml に 水を加え、合計 3 L にする	原液 60 ml に 水を加え、合計 3 L にする
0.10%	原液 50 ml に 水を加え、合計 3 L にする	原液 300 ml に 水を加え、合計 3 L にする

● 入浴

医療機関や施設内で嘔吐や下痢をした方が複数いる場合は、ノロウイルスを含めた感染性胃腸炎が疑われます。症状がある人は最後に浴槽に入るか、シャワーのみにするようにしましょう。

● 清掃および消毒

人が直接手を触れる場所は、ノロウイルスに汚染されている可能性があります。普段から多数の人が手を触れる場所や身のまわりの物は定期的にアルコールなどを用いて消毒してください。しかし、特にノロウイルスを含めた感染性胃腸炎が疑われる場合は、0.02%次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒をしてください。なお、次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させるため、金属部分に使用した場合は10分程度たったら水拭きしてください。また、塩素ガスが発生することがあるので、使用時は十分に換気してください。

● 日ごろからの健康管理

ノロウイルスによる感染や感染拡大を防ぐためには、早い段階でノロウイルスの感染が疑われる人を把握すること、また医療機関・施設においてはノロウイルスを持ち込ませないようにすることが重要です。

- ・ 日ごろからの医療機関・施設の利用者の健康観察を十分に行ってください。
- ・ 施設管理者は日ごろからの職員の健康状態の確認を行ってください。
- ・ 症状を有している職員については、出勤を自粛するように指導するか、やむを得ず出勤せざるを得ない場合は、利用者に極力接触しない業務を行うよう指導しましょう。
- ・ 面会者に対しても手洗いの徹底や、状況に応じては面会者を必要最低限にすることも検討しましょう。

<集団感染を疑う指標およびその対応について>

ノロウイルスの集団感染が疑われたときには、さらなる拡大を防ぐために、早急に対応する必要があります。集団感染を疑う目安は以下の通りです。

- ・ 発症したもので嘔吐を認めている患者が50%以上である。
- ・ 症状の持続時間がおおむね12～60時間である。
- ・ 潜伏時間がおおむね15～48時間である。
- ・ 入院患者や入所者だけでなく職員も感染している。

なお、ノロウイルスに対する検査は、現時点では行政検査（保健所を通じて、各地域衛生研究所にて行われます。）を利用しなければならない状況です。このようなことも含めて、集団感染が疑われた場合は、以下の基準に達する以前から、嘔吐や下痢症状のあるものが通常を上回る場合は、保健所・保健センターとよく連絡を取り合うことが重要です。なお、保健所への報告の基準は以下の通りです。

- A) ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断された又はノロウイルスの感染が疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- B) ノロウイルスの感染が疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

（なお私費になりますが、広島市医師会臨床検査センターでノロウイルスの検査（PCR）を受け付けております。）

県内相談窓口一覧

相談窓口名	連絡先	相談窓口名	連絡先
広島地域保健所	0829-32-1181	広島地域保健所海田分室	082-822-5114
呉地域保健所	0823-22-5400	芸北地域保健所	082-814-3181
東広島地域保健所	082-422-6911	尾三地域保健所	0848-64-2322
福山地域保健所	084-921-1311	備北地域保健所	0824-63-5181
広島市中保健センター	082-504-2528	広島市東保健センター	082-568-7729
広島市南保健センター	082-250-4108	広島市西保健センター	082-294-6235
広島市安佐南保健センター	082-831-4942	広島市安佐北保健センター	082-819-0586
広島市安芸保健センター	082-821-2808	広島市佐伯保健センター	082-943-9731
広島市社会局保健医療課	082-504-2622	福山市保健所	084-928-1127
	休日・夜間 082-245-2111		休日・夜間 084-921-2130
呉市保健所	0823-25-3525	広島県保健対策室	082-513-3068
	休日・夜間 0823-25-3590		休日・夜間 082-228-2111

広島県地域保健対策協議会 TEL 082-232-7211/FAX 082-293-3363

広島県地域保健対策協議会感染症対策特別委員会

委員長	横山 隆	広島市医師会運営・安芸市民病院
委員	荒川 勇	広島県福祉保健部保健医療局保健対策室
	香川 治子	呉市保健所
	神辺 眞之	広島市立舟入病院
	桑原 正雄	広島市医師会
	坂本 裕敬	広島市社会局保健部保健医療課
	下江 俊成	福山市医師会
	田中 知徳	福山市保健所
	中島浩一郎	庄原赤十字病院
	名越 雅彦	広島県保健所長会
	藤上 良寛	広島県臨床検査技師会
	堀江 正憲	広島県医師会
	宮崎佳都夫	広島県保健環境センター
	横崎 典哉	広島大学病院医系総合診療科
	吉田 哲也	広島大学大学院医歯薬学総合研究科ウイルス学
	渡辺 弘司	呉市医師会